

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号
高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
原告 河田昌東ほか110名
被告 国

準備書面（7）の要旨の陳述

2017（平成29）年2月1日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2016年（平成28年）10月から12月までの3ヶ月間、新聞記事にされた本件訴訟及び本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本件訴訟に関係するのかについて、その要点をまとめて述べる。

第2 関係する出来事

1 老朽原発への関心と不安が大きいこと

11月の規制委による老朽原発の美浜3号機の延長認可の報道は、立地地元紙ではない中日新聞でも一面トップで扱われたが、これは、マスコミや国民が非常に高い関心を持っていることを示すものである。

特に、注目すべきは、同新聞が同じく延長認可を受けた高浜1、2号機と合わせ、両原発から30キロ圏にある自治体のトップに40年超運転への考えを尋ねた（アンケートを採った）ところ、回答があった22の自治体の中で、運転してもよいと答えたのは、原発が立地する敦賀市や美浜町、おおい町、高浜町の4自治体だけであった。

一方、その倍の9つの自治体が運転への不安があると回答し、その9自治体の全てが、「機器の劣化」を、6自治体は「対策の漏れ」も理由に挙げた。

また、大半の自治体が国と電力会社の説明を「不十分」と答え、「十分」と答えた首長は一人もおらず、多くが「40年運転の必要性」や「安全対策を

どう確認したか」等の説明を求めた。

また、「避難計画」への不満もあらわになった。規制委員会は再稼働の審査に避難計画の実効性を含めていないが、この点についても、京都、滋賀を中心に7自治体のトップが「審査に含めるべきだ」との考えを示した。

特に、福知山市長は「広域にわたって避難が必要となり、交通渋滞など大きな混乱が予想される」と指摘している。

このように、周辺自治体の理解が進まないまま、廃炉原則がなし崩しになっている実態が改めて浮き彫りとなった。

このことは、周辺自治体の多くが、本件原発の規制委員会の審査に不安を有していることであり、本件訴訟における審査が厳しい基準で行われるべきことが要請される。

2 福島原発事故の処理費用が莫大なものになること等

(1) 2倍以上の処理費用がかかること

福島原発事故の処理費用が、従来想定の1兆円の2倍以上の2兆1.5兆円になると試算されていることがわかった。これは国家予算の5%を超えるというとてつもない金額である。さらに、世耕経産相は今回の数字も不正確であり、この金額がまだ増えることを認めている。

当時10兆円の想定にも驚いたが、わずか3年後にその倍の2兆1.5兆円にもなるとのことであり、原発の事故の損害は文字通り計り知れないものであることがわかった。

(2) 福島原発事故について6年経った今でもまだ何もわかっていないこと

また、廃炉費用（8兆円）に限れば、従来想定の数倍にもなっている。

廃炉の費用は、溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の状態がどの様になっているのかはつきりはしないため、取り出しの工法が決まらないこと、また取り出しが非常に困難であることから費用の試算が難しくなっている。

わずか3年で、廃炉費用が、従来の想定の数倍もかかると変更されるのが原発事故であり、私たちは原発事故のことを本当は何もわかっていないことを謙虚に認めねばならない。そして、そのようなものに対しては、二度とあのような事故は起こしてはならないのであり、そのためには厳しい上にも厳しい審査が必要である。

(3) それにもかかわらず、政府は東電の延命を考えると共に、処理費用を新電力や国民にも負担させようとしていること

しかし、これほどの費用がかかるのに、政府は東電の延命を謀ろうとしており、さらには、処理費用を新電力や国民に負担をさせようとしている。

政府は、国民に負担をかけてまで東電や原発の延命に躍起になっているのであり、原発の安全性が疎かになっている危険性高い。

3 原発事故の処理作業において作業員に甲状腺がんが発症していること

福島第一原発事故の作業で被爆した後に甲状腺がんになった東京電力の40代の男性社員に対し、厚生労働省が労災を認定した。

福島原発事故は、事故後の処理の段階でも、作業員らに対し、健康上大きな損害を及ぼすこと、そして今後もそのような人は多く出現するであろうことがはっきりした。

4 もんじゅの廃炉には国民は大きく賛同をしているにもかかわらず、政府はその失敗の経験を無視してさらに実証炉開発まで進めようとしていること

もんじゅの廃炉はどの新聞も大見出しの1面トップで報道された。

それだけ、国民やマスコミが関心が高かった理由は、22年で運転実績が250日しかないのに、1日維持費が5000万円かかるものを反省のないまま進めてきたことである。

しかし、原型炉であったもんじゅでこのような結果となったにもかかわらず、政府は核燃サイクルを維持するだけでなく、一つ上の段階の実証炉を建設すると発表しているのであって、このような前のめりの姿勢が極めて危ない。

5 他の原発や再処理工場で、人為的ミスで注水や冷却の一時停止、海水の流入の事故等が未だ頻繁に起こり、それも公表もされないことがあること

(1) 11月22日に、福島第二原発3号機の使用済み燃料プールのタンクの水位低下を示す警報が鳴り、自動停止装置が働いて冷却ポンプが停止した。

- (2) 11月28日に女川原発の1号機で、本来は閉じているべき弁が開いていたため、海水が原子炉建屋内に約12.5トンが流れ込んだ。
- (3) 12月4日、電力福島第一原発で巡回中社員が配管内の弁にぶつかり、弁が開いて配管内の圧力が低下し、1～3号機の使用済み燃料プールの冷却系の装置が停止した。
- (4) 12月5日、作業員がスイッチにぶつかり、同3号機の「復水貯蔵タンク」から原子炉へ水を送り出すポンプが停止し、原子炉への注水が止まった。
- (5) 12月8日、島根原発2号機で、重要施設の中央制御室の空調配管に腐食による穴（横約1メートル、縦約30センチ）が見つかった。
- (6) 12月28日には六カ所再処理工場でも8月、台風の影響で雨水約32トンが安全上重要な設備がある建屋など10カ所に流入していたことがわかったが、公表していなかった。

原発には事故がつきものであること、また、事故は人間のミスによって起こり、人間はミスをする存在であることが再度明らかになった。

原発及び関連施設では、これまでも欠陥や事故、不具合等の問題点があっても公表せずに隠してきた例が非常に多く、それが福島原発事故にもつながったが、その体質は現在でも全く変わっていない。従って、これらの経過を踏まえるならば審査をする側は、厳しい上にも厳しく審査をしなければならない。

6 仏原発に広がる不安 強度不足の可能性があること

フランスではこの冬、十二基の原発が順次停止を迫られる異例の事態となっている。その原因は、いずれも重要設備の強度不足が発覚し、仏当局が点検を指示したためである。

また その問題の部品が日本の会社が製造したものであり、同社の部品が日本の原発でも使用されているとわかったため、規制委員会に検査を求める声が出た。しかし、田中委員長は「必要が無いことまでやれないし、稼働している原発の検査は簡単ではない」と語った。

このような消極的な規制委員会の対応からすれば、本来の規制委員会の役割を果たそうとしているか大いに疑問である。

7 再び福島沖でM7.4の地震が起きたこと

1月22日に福島県沖で東日本大震災の余震とみられるM7.4の地震が起きた。地震の規模はそれほどでなくても、震源が浅ければ、断層のずれ方によって津波が大きくなることがある。また、昨年4月の熊本大地震の例にもあるように予想には限界がある。

従って、私たちはあの3.11を決して忘れてはならないし、本件審査もこれらのことを十分に踏まえてなされるべきである。

8 電力に余力があること

九州電力が、オール電化商品の売り込み強化のためテレビCMを再開する。福島原発事故を機に自粛していたが、川内原発1、2号機が再稼働し、電力供給がだぶつくことからのようである。

電力が余っていることがはっきりしている以上、原発の再稼働は生活にとって必要不可欠のものではない。とすれば、必要性が乏しいのであるなら、原発が再稼働することによる危険性をより重視すべきであり、規制委及び裁判所の審査もより厳しくされなければならないことになる。

9 ドイツ、台湾、ベトナムでは脱原発の動きが進んでいること。日本でも宗教界（カトリック教会、仏教界）でも脱原発の動きが進んでいること

ドイツだけでなく、ベトナムも日本からの原発の輸入を撤回した。安全性を見直したところ建設費が当初計画より倍増することや廃棄物の懸念からとのことである。また、我が国と同じように資源に乏しく地震が多い台湾においても、建設中の原発がトラブル続いたことや廃棄物を子孫に残すべきでないとして、9年後に原発をゼロにするとした。

また、我が国の国内でも、宗教界で「人間による核エネルギー利用は、神が与えた自然における人間の位置づけから逸脱している」等として原発廃止を呼びかけている。

第3 まとめ

以上の記事からわかることは、電気は足りている一方、原発そのもの、また老朽原発に安全性に大きな問題があること、福島事故処理に莫大な費用が

かかることである。

しかし、にもかかわらず、政府が安全性を無視するかの如く、前のめりに、原発の再稼働や核燃サイクルを遮二無二進めているというのが現状である。

このような安全性が軽視される状況にあるからこそ、規制委員会は厳格に審査をしなければならなかったし、本件訴訟においても、本件原発の適合性の可否は厳しい上にも厳しく判断されるべきであることを、あらためて裁判所に強く求めるものである。

以

上